

令和2年7月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和2年7月27日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和2年7月27日(月)午後3時30分から午後3時55分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長	1番	花野 隆雄	会長代理	2番	水澤 正明
委員	3番	忠 貞夫	委員	4番	榎本 太
委員	5番	森田 謙	委員	6番	田村 信秀
委員	7番	南波 雅子	委員	8番	緒形 文一
委員	9番	馬場 勝	委員	10番	西奈美 公平
委員	11番	川上 勝之			
委員	13番	今井 輝子	委員	14番	阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委員	中条	15番	志村 政美	委員	中条	16番	佐藤 隆
委員	乙	17番	小泉 正	委員	乙	18番	安城 守英
委員	築地	19番	白塚 幸二	委員	築地	20番	小熊 威
委員	黒川	21番	今井 明	委員	黒川	22番	小野 金一

4 欠席委員(1人)

委員:12番:松村 智

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:榎本富夫、係長:高橋知也、主任:佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和2年7月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11番川上勝之委員、13番今井輝子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、6月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>7月3日、築地地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、水澤委員、白塚委員に案件を審査していただきました。</p> <p>7月17日、7月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様には案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。</p> <p>この案件は、譲渡人からの要望により、築地地内の畑について売り渡しするもので、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、13番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>皆さまごめんください。それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る7月17日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p>
	(農業委員・挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第1号議案は、許可することに決定いたしました。 次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。 第2号議案は、アパート建築及び貸駐車場のための転用が1件、資材置場のための転用が1件、住宅乗り入れのための転用が1件の、計3件であります。 1番の案件は、都市計画用途地域である大川町地内の田において、アパート建築及び貸駐車場を整備するための転用であり、申請面積は3,090㎡、建築面積は753.09㎡、貸駐車場は1,030㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 2番の案件は、都市計画用途地域である大川町地内の休耕田及び休耕畑において、資材置場を3箇所整備するための転用であり、申請面積は合計790㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 3番の案件は、都市計画用途地域である西条町地内の畑において、住宅乗り入れを整備するための転用であります。住宅については先月、転用許可を受けたものでありますが、乗り入れ部についても一体的に利用する必要が生じたことから、今回申請を行うものであります。これにより前回の申請に計画変更を行うものであります。また、246-8の登記地目が公衆用道路になっておりますが、これは払い下げを受けた土地であります。申請面積は43.13㎡、全体で487.13㎡、建築面積は79.50㎡、土地売買価格は前回同様で〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。一部、こちらの登記地目でございますが、公衆用道路となっておりますけれども、こちらにつきましては払い下げを受けた箇所でございます。 第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 2ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、13番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

13 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、アパート建築及び貸駐車場のための転用が 1 件、資材置場のための転用が 1 件、住宅乗り入れのための転用が 1 件の、計 3 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案の 1 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可を、2 番及び 3 番については、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、新地目を雑種地とするものが 1 件であります。</p> <p>この案件は、柴橋地内の田において、周辺は宅地化し耕作されずに 30 年以上経過したものであります。</p> <p>申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたいため、ご提案するものであります。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。少々見え辛い図面となっておりますが、丸の中に字がありますが、こちらの部分です。面積は 13 m²となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、13 番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

13 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、農地に復元することが困難であることから「非農地」と認められ、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第 4 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、築地地内の畑について、譲渡人は現在自作しておらず、後継者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格は、総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、2 番水澤正明あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
2 番	<p>第 4 号議案の所有権移転についてご報告いたします。</p> <p>去る 7 月 3 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p>

	<p>売り手は、現在自作しておらず、農業後継者も居ないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は、認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第4号議案の所有権移転の事前審査結果について、13番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定を審議といたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の1番から16番について、ご説明いたします。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から16番は、労力不足等により賃借権を新規に設定するものが15件、耕作不便により賃借権を再設定するものが1件の、計16件であります。</p>

	<p>1 番から 3 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 20,000 円から 8,000 円であります。 議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>4 番から 9 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 8,000 円であります。 議案書 6 ページをお願いします。</p> <p>10 番から 15 番は、労力不足により認定農業者に 1 年間から 6 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 20,000 円から 8,000 円であります。 議案書 7 ページをお願いします。</p> <p>16 番は、耕作不便により認定農業者に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 21,000 円であります。 第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 16 番は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 16 番の事前審査結果について、13 番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13 番	<p>それでは、ご報告いたします。 第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 16 番は、労力不足等により賃借権を新規に設定するものが 15 件、耕作不便により賃借権を再設定するものが 1 件の、計 16 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 16 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 16 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(農業委員：挙手)</p> <p>賛成多数と認めます。 よって、第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 16 番は、承認することに決定いたしました。</p>

	<p>次に、第4号議案の利用権設定の17番から24番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の17番から24番をご説明いたします。 17番から21番は、労力不足により認定農業者に3年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は21,500円から10,700円であります。 議案書8ページをお願いします。 22番から24番は、労力不足により認定農業者に3年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,200円から9,000円であります。 第4号議案の利用権設定の17番から24番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の17番から24番の事前審査結果について、13番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。 第4号議案の利用権設定の17番から24番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものであります。 詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定の17番から24番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案の利用権設定の17番から24番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p>

それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。

(議事参与委員・入室)

議長

第4号議案の利用権設定の17番から24番については、承認することに決定いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和2年7月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和2年 7月27日

議 長

11 番

13 番
